

監督指針案の概要

(平成 21 年 11 月 30 日 (月) 公表)

— 金融機関の監督上の評価項目 (主な着眼点) —

貸付条件の変更等の申込みに対する対応 (法第 3 条～第 5 条関係)

1. 債務者から貸付条件の変更等の申込みに関する相談を受けた場合には、真摯に対応しているか。また、債務者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、債務者の意思に反して申込みを取り下げさせていないか。
2. 貸付条件の変更等の申込みを謝絶する場合には、これまでの取引関係並びに債務者の知識及び経験等を踏まえ、謝絶に至った理由を具体的かつ丁寧に説明しているか。
3. 中小企業者との協議に当たり、経営再建計画の策定に向けて真摯に議論しているか。また、経営再建計画を策定する意思のある中小企業者から要請がある場合には、その策定を支援しているか。
4. 経営再建計画を策定した場合には、その進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて中小企業者に対して助言を行っているか。
5. 他の金融機関から借入れを行っている中小企業者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、守秘義務に留意しつつ、中小企業者の同意を前提に、金融機関間で相互に情報の確認を行うなど、緊密な連携を図るよう努めているか。
6. 中小企業者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合であって、他の金融機関が当該中小企業者に対して貸付条件の変更等に応じたことが確認できたときは、できる限りこれに応じるよう努めているか。
7. 条件変更対応保証 (仮称) の利用に先立って、中小企業者の事業についての改善又は再生に向けた真摯な検討を行うなど、その制度の趣旨を踏まえた対応がなされているか。

8. 貸付条件の変更等を行った中小企業者に対して適切に信用供与を行っているか。例えば、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の申込みを謝絶していないか。
9. 住宅資金借入者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、無理のない返済に向けて、債務者の財産及び収入の状況を勘案しつつきめ細かく相談に応じているか。

金融機関の体制整備（法第6条関係）

10. 法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針（基本方針）を策定しているか。
 - 貸付条件の変更等に関する取組み方針や態勢整備（経営陣による主導性とコミットメントを含む。）について具体的に記載しているか。
 - 法の施行日前における対応との違いがある場合には、その内容を明確かつ具体的に記載しているか。
11. 貸付条件の変更等の申込みに対する対応状況を適切に把握するための態勢を整備しているか。
12. 貸付条件の変更等に係る苦情相談窓口を本部に設置しているか。また、各営業店において貸付条件の変更等に係る苦情相談を受け付ける態勢を整備しているか。
13. 営業店の評価、その他業績評価等の基準が、基本方針と整合的なものとなっているか。基本方針に沿わない対応を慫慂するような評価基準となっていないか。
14. 本部及び営業店において、貸付条件の変更等を行った中小企業者の経営状況に関する期中管理（継続的なモニタリング、経営相談、経営指導等）を適切に行うための態勢を整備しているか。

（以 上）